

高幡租税債権管理機構及び土佐市、佐川町、高知県中央西県税事務所からのお知らせ

税金滞納で差し押さえた不動産 9 物件を公売します!

公売とは

「公売」とは、滞納税に充てるために差し押さえた財産を売却することです。具体的には、公売会場において見積価格以上の金額を入札していただき、最高価格の入札者に売却していくもので、裁判所の行っている競売に類したものです。

高幡租税債権管理機構及び土佐市、佐川町、高知県中央西県税事務所の方針

行政サービスを支える財源の確保に向けて、差し押さえた財産は、随時、公売を行って税収に充てています。滞納の解消、税収確保のために多くの皆さんの参加をお待ちしています。

不動産合同公売会

日時 ▶ 令和 3 年 10 月 18 日 (月) 開場 ▶ 13 時 30 分 入札 ▶ 14 時~

会場 ▶ 須崎市総合保健福祉センター 2 F 会議室

今回は、高幡租税債権管理機構、管内の市町及び高知県中央西県税事務所との合同公売会の形式で、宅地、雑種地、農用地などを売却します。なお、公売物件の所在地は、土佐市、佐川町、四万十町になります。

公売物件一覧

番号	出品団体	所在地	地目・種類等	登記地積	登記床面積	登記床面積	見積価格	保証金	指定の状況	農振法	備考	
				(㎡)	1 階 (㎡)	1 階以外 (㎡)						(千円)
1	土佐市	土佐市	出間丁田	田	1,352.00	-	-	980	98	非線引区域	農用地	借受人有
2	佐川町	佐川町	字椋ヶ休場丙	雑	131.00	-	-	1,358	140	非線引区域	-	
3	高知県	土佐市	宇佐町字佐夜明	宅地・居宅	132.56	65.70	52.03	954	100	非線引区域	-	占有者有
4	高幡機構	土佐市	宇佐町字佐橋田	宅地・居宅	158.67	51.51	15.52	180	不要	非線引区域	-	
5		土佐市	中島西大垣	宅地・居宅	915.70	71.02	27.08	1,300	150	非線引区域	-	
6		四万十町	茂串町	宅地	99.00	-	-	1,750	200	非線引区域	-	借地者有
7		四万十町	高野字桜谷	田	4,312.00	-	-	176	不要	-	農用地	耕作者有
8		四万十町	高野字桜谷	田	2,013.00	-	-	146	不要	-	農用地	耕作者有
9		四万十町	高野字岡屋敷	田	1,662.00	-	-	441	不要	-	農用地	耕作者有

- ◆滞納整理状況等によって、出品物件の公売が中止になる場合がありますのでご了承ください。
- ◆公売や物件の詳細は、高幡租税債権管理機構のホームページの閲覧もしくは下記連絡先にお尋ねください。
- ◆公売物件の「現地案内」は、個別に対応しますので、出品団体にお問い合わせ下さい。

入札に必要なもの

- ◆公売保証金は、上記公売物件一覧の保証金額欄へ金額記載のある物件に限り必要（現金納付に限る）
- ◆身分証明書（免許証、パスポート等の顔写真のある証明書類）
- ◆法人の場合は、登記事項証明書及び代表権を有する者以外が入札する場合は委任状が必要
- ◆委任状（代理人が入札に参加する場合のみ必要書類は高幡租税債権管理機構ホームページからダウンロードをお願いします。）
- ◆印鑑（認印で可）
- ◆陳述書（様式等は、高幡租税債権管理機構ホームページからダウンロード下さい。）

※「農用地」の入札を行う場合は、物件所在地の農業委員会が発行する「買受適格証明書」が必要です。

- ◆物件所在地以外の市町村に居住の方は、事前に居住地の農業委員会で手続き等をお問い合わせ下さい。

買受適格証明書の申請期限及びお問い合わせ

- ◆土佐市農業委員会 令和 3 年 9 月 10 日 ☎088-852-7738
- ◆四万十町農業委員会 令和 3 年 9 月 10 日 ☎0880-22-3114

注意事項

- ◆保証金納付期限 令和 3 年 10 月 18 日 (月) 14 時 (見積価格が 50 万円を超える場合は、10%以上の額と定められています。)
- ◆売却決定日 令和 3 年 11 月 8 日 (月) 10 時 (但し法令に基づく調査囑託の結果が明らかでないときは延長されます)
- ◆所有権移転登記 費用負担と住民票等の提出を条件として、執行機関が代行することができます。

公売物件に関するお問い合わせ

- ◆高幡租税債権管理機構 須崎市山手町 1-7 ☎0889-40-0911
- ◆佐川町税務課 収納管理室 佐川町甲1650-2 ☎0889-22-7703
- ◆土佐市役所税務課 土佐市高岡町甲 2017-1 ☎088-852-7629
- ◆高知県中央西県税事務所納税課 高知市丸の内 1-7-52 ☎088-821-4952

行政のサービスは、皆さんの税金で支えられています!



ハチの巣の駆除について

今回は、夏から秋にかけてお問い合わせの多いハチの巣の駆除についてです。

ハチの特徴

ハチは、春頃から女王バチが単独で巣を作りはじめます。夏から秋にかけて巣が大きくなりハチの数も増えます。ハチは毒を持っている虫ですが、花粉を媒介する、他の虫を捕食するなど自然界のなかで重要な役割を持っています。また、ミツバチ以外のハチの巣は、冬になると皆死んでしまいカラになります。その巣を来年使うことはありません。人の出入りが少なく、駆除をする必要の無い場所のハチは、そっと見守ってあげましょう。

ハチの巣を発見したら

近づかない・危害を加えない・振動させない ことに注意して、巣を刺激しないようにしてください。

ハチが人を刺すのは、巣が危険にさらされるとハチが判断したときだけです。
(巣から離れて飛んでいるハチは、普通人を刺しません)



ハチの巣を駆除してもらいたい

役場では、防護服の貸し出しのみを行っています。ハチの巣の駆除は、原則として巣ができた場所の所有者や管理者に行っていただく必要がありますのでご理解のほどよろしくお願いします。



手に負えない場合は
駆除専門業者に依頼を

[お問い合わせ先] 環境水道課 ☎22-3119 大正 町民生活課 ☎27-0112 十和 町民生活課 ☎28-5112

台風対策のお願い

台風接近前は飛来物予防を!

- ・強風により看板やトタン屋根、畑の表面を覆うマルチシートなどが飛ばされ電線に引っ掛かり停電となる事例が発生しています。
- ・台風シーズン前には飛ばされるものは固定し、古くなった屋根は修理するなど、事前の対策をお願いします。



台風通過後の事故防止のお願い

- ・切れて垂れ下がった電線に触れると、感電などの恐れがあり大変危険です。
- ・また、電柱や電線に巻き付いたシートやトタンに触れても感電などの恐れがあり大変危険です。
- ・絶対に近づかないで四国電力送配電へご連絡ください。

[お問い合わせ先] 四国電力送配電株式会社 ☎0120-410-286 (高知県内)



預けて安心! 自筆証書遺言書保管制度

法務局では、「自筆証書遺言書保管制度」に関する事務を取り扱っています。自筆証書遺言は、ご自身で手軽に作成でき、自由度が高く、相続をめぐる紛争を防止するための有効な手段です。しかし、遺言書を作成した本人の死亡後、相続人などにより改ざんされるなどの恐れがあります。

これらの問題点を解決するため、ご自身の財産を家族へ確実に託す方法の一つとして、ぜひ本制度をご活用ください。なお、自筆証書遺言書保管制度に係る全ての手続きには予約が必要です。「自筆証書遺言書保管制度」の詳しい内容や手続・予約方法は、法務省ホームページをご覧ください。お近くの法務局へお問い合わせください。



▲法務省
ホームページ

[お問い合わせ先] 高知地方方法務局居宅課 ☎088-822-3331 高知地方方法務局須崎支局 ☎0889-42-0324